

## 令和3年第1回浦幌町議会定例会（第6号）

令和3年3月31日（水曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時49分

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 諸般の報告（議長）
- 日程第 3 行政報告（町長）
- 日程第 4 議案第34号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第 5 議案第35号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第36号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算
- 日程第 7 発委第 1号 浦幌町議会基本条例の一部改正について
- 日程第 8 発委第 2号 浦幌町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 発委第 3号 浦幌町議会会議規則の一部改正について
- 日程第10 発委第 4号 選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書の提出について
- 日程第11 発議第 1号 議員派遣について
- 日程第12 発議第 2号 所管事務調査について

### ○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

特別職

町長 水澤一廣

副町長 山本輝男

町部局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
こども子育て支援課長	正保		操
保健福祉課長	廣富	直	樹
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
会計管理者	山本	浩	宣
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教育長	水野	豊	昭
教育次長	熊谷	晴	裕

農業委員会

会長	小川	博	幸
事務局長	坂下	利	行

監査委員

代表監査委員	神谷	敏	昭
--------	----	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小島	師	紀
議事係長	川上	信	義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第1回浦幌町議会定例会、本日31日の運営について3月24日午後正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、町理事者より追加議案の説明を受け、会期及び日程等について協議をいたしましたので、報告します。

本日の議事は、諸般の報告、行政報告に続き、町長提出は令和2年度及び令和3年度各会計補正予算、議案第34号から第36号までの3件、議会提出は発委第1号から第4号のほか議員の派遣及び所管事務調査であります。本日をもって最終日といたします。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 諸般の報告

○田村議長 日程第2、諸般の報告を行います。

令和3年3月8日から令和3年3月30日までの議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。その他については、特に報告すべき事項はございません。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○田村議長 日程第3、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

1の令和3年3月8日から令和3年3月30日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2の建設工事入札結果につきましては、産業交流施設レストラン施設トイレ改修工事ほか2件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、救急内水浦幌地区基地管理委託業務ほか2件で

あります。

その他についてはございません。

以上で行政報告とさせていただきます。

○田村議長 これでは行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第34号

○田村議長 日程第4、議案第34号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 令和2年度補正予算書1ページを御覧願います。併せまして議案説明資料1ページを御覧願います。議案第34号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算（第16回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,379万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ83億7,299万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日提出、浦幌町長。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

3ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正。追加でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額100万円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおりシステム改修委託料について令和3年度に繰り越して実施するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業（施設整備事業）、金額1億9,318万4,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり畜産クラスター事業について令和3年度に繰り越して実施するものでございます。

4ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。2、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目衛生費国庫補助金413万円を追加し、638万5,000円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を追加するものでございます。

7目農林水産業費国庫補助金1億9,318万4,000円を追加し、1億9,318万4,000円、内容

につきましては説明資料2ページに記載のとおり畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金1億9,318万4,000円を追加するものでございます。

17款繰入金、2項1目基金繰入金351万7,000円を減額し、1億8,892万1,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

6ページを御覧願います。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費54万7,000円を追加し、1,632万8,000円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおり新たなワクチン接種記録システムと連携するための既存システム改修に要する費用等の追加とワクチン出荷状況が遅れていることから年度内に未執行となる経費について減額するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産振興費1億9,318万4,000円を追加し、2億1,310万4,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり畜産クラスター事業補助金を追加するものでございます。

13款諸支出金、1項1目過年度支出金6万6,000円を追加し、389万8,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり介護保険事業低所得者保険料軽減負担金返還金を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第35号

○田村議長 日程第5、議案第35号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 令和3年度補正予算書1ページを御覧願います。併せまして議案説明資料3ページを御覧願います。議案第35号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,720万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ65億1,020万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日提出、浦幌町長。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

3ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、補正前限度額3億5,210万円、補正後限度額3億4,420万円。内容につきましては、公衆無線LAN環境整備支援事業、補正前限度額790万円、補正後限度額ゼロ円。活用する財源の変更に伴い、減額するものでございます。計につきましては、補正前限度額5億1,070万円、補正後限度額5億280万円。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。2、歳入、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,671万8,000円を追加し、1,718万円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する国庫負担金を追加するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,154万6,000円を追加し、1億4,107万2,000円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するもので、12の事業に充当するものでございます。なお、本町の限度額は9,944万1,000円となっており、そのうち今回の補正で8,741万2,000円を充当することから、残りにつきましては1,202万9,000円となるものでございます。また、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金につきましては、活用財源の変更に伴い減額するものでございます。

3目衛生費国庫補助金2,164万9,000円を追加し、2,171万1,000円、内容につきましては説明資料4ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費用に対する国庫補助金を追加するものでございます。

18款繰入金、2項1目基金繰入金481万3,000円を減額し、3億9,926万1,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

21款1項町債、7目消防債790万円を減額し、990万円、内容につきましては説明資料4ページに記載のとおり活用財源の変更に伴い、公衆無線LAN環境整備支援事業債を減額するものでございます。

6 ページを御覧願います。3、歳出、1 款 1 項議会費72万8,000円を追加し、8,457万7,000円、内容につきましては説明資料6 ページの政策等調書に記載のとおり感染症対策として議場等における空気清浄機及びパーティション設置に要する費用を追加するものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目情報化推進管理費66万3,000円を追加し、1 億5,599万7,000円、内容につきましては説明資料7 ページの政策等調書に記載のとおりオンライン会議等に使用する機材等の購入に要する費用を追加するものでございます。

7 目企画費2,513万4,000円を追加し、1 億3,471万4,000円、内容につきましては当初予算において災害対策費に計上しておりました公衆無線LAN整備事業に要する費用について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とするため企画費へ組み替えるものでございます。

8 目支所費58万3,000円を追加し、2,188万円、内容につきましては説明資料8 ページの政策等調書に記載のとおり感染症対策として上浦幌支所事務所内の空調機器設置に要する費用を追加するものでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目認定こども園運営費217万6,000円を追加し、1 億5,188万円、4 目へき地保育所運営費108万8,000円を追加し、2,930万9,000円、6 目子ども発達支援センター運営費108万8,000円を追加し、2,481万2,000円、7 目学童保育所費326万2,000円を追加し、2,339万5,000円、8 目子育て支援センター費108万8,000円を追加し、2,194万7,000円、これらにつきましては説明資料9 ページの政策等調書に記載のとおり感染症対策として認定こども園等に設置する殺菌庫及び除菌機購入に要する費用の追加と説明資料10ページの政策等調書に記載のとおり感染症対策として学童保育所における空調設備設置に要する費用を追加するものでございます。

3 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費653万9,000円を追加し、2 億1,337万8,000円、内容につきましては説明資料11ページの政策等調書に記載のとおり町内の介護サービス事業所等への新型コロナウイルス感染症患者等に対する対応の事前準備及び介護サービス提供の継続等のための体制整備費用に対する補助金を追加するものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費3,835万3,000円を追加し、5,074万2,000円、内容につきましては説明資料4 ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備及び接種に要する費用を追加するものでございます。

8 ページを御覧願います。5 目医療対策費376万6,000円を減額し、1 億3,947万1,000円、内容につきましては浦幌町立診療所特別会計繰出金を減額するものでございます。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費2,800万円を追加し、2 億259万9,000円、内容につきましては説明資料12ページの政策等調書に記載のとおり新型コロナウイルス感染症防止対策補助金の追加と説明資料13ページの政策等調書に記載のとおり感染症対策としてコスミックホール空調設備改修に要する負担金を追加するものでございます。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費139万7,000円を追加し、1 億7,535万1,000円、内容に

つきましては説明資料14ページの政策等調書に記載のとおり消防職員等の感染防止資材の購入に要する費用を追加するものでございます。

3目災害対策費2,513万3,000円を減額し、2,184万4,000円、内容につきましては説明資料4ページに記載のとおり公衆無線LAN整備事業について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることから関係予算を企画費へ組み替えるため減額するものでございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館運営費1,600万円を追加し、5,534万円、内容につきましては説明資料15ページの政策等調書に記載のとおり感染症対策として上浦幌公民館トイレ改修に要する費用を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第36号

○田村議長 日程第6、議案第36号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 診療所特別会計補正予算書10ページをお開き願います。併せまして説明資料5ページを御覧願います。議案第36号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計補正予算(第1回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億5,001万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出



予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日提出、浦幌町長。

11ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正及び12ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

今回の補正予算は、町から受託する新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る健康診査収入及び接種業務を実施するために要する経費を追加補正するものでございます。

13ページを御覧願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金376万6,000円を減額し、1億2,591万3,000円、診療報酬収入増に伴う一般会計繰入金の減額の内容でございます。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入1,220万4,000円を追加し、1億8,469万円、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る診療報酬を健康診査収入として追加補正するものでございます。

3、歳出、1款1項診療所費、2目医業費843万8,000円を追加し、2億9,017万7,000円、説明資料に記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種業務を実施するための医師及び看護師の確保並びに医薬材料購入費等に要する費用を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第1号～日程第8 発委第2号

○田村議長 お諮りをいたします。

日程第7、発委第1号 浦幌町議会基本条例の一部改正について及び日程第8、発委第2号 浦幌町議会委員会条例の一部改正については提案理由が同一の案件であることから一括議題として審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、日程第7、発委第1号及び日程第8、発委第2号の2件を一括議題として審議

することに決定をいたしました。

ただいま一括議題とした案件について提案理由の説明を求めます。

安藤議会運営委員長。

○安藤議会運営委員長 発委第1号 浦幌町議会基本条例の一部改正について並びに発委第2号 浦幌町議会委員会条例の一部改正について、この2件について一括して説明させていただきます。

議会提出議案書の1ページを御覧ください。発委第1号 浦幌町議会基本条例の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月31日提出、提出者、議会運営委員会委員長。

議案書の2ページを御覧いただきたいと思います。浦幌町議会基本条例の一部を改正する条例。

浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、改正文の朗読を省略し、後ほど発委第2号と一括して別冊の議会提出議案説明資料にて説明させていただきます。

議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。発委第2号 浦幌町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月31日提出、提出者、議会運営委員会委員長。

議案書の4ページを御覧いただきたいと思います。浦幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

浦幌町議会委員会条例（平成24年浦幌町条例第29号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正の内容につきましても改正文の朗読を省略し、発委第1号と一括して別冊の議会提出議案説明資料にて説明させていただきます。

議会提出議案説明資料の1ページを御覧ください。1、改正の趣旨であります。自然災害の発生及び感染症の蔓延防止の観点から、やむを得ず議会庁舎に参集して議会活動ができなくなることが想定されるため、これらの緊急時においてオンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時も情報通信技術を積極的に活用していくことを議会として推進するため、本条例の一部を改正するものです。

改正する条例は、浦幌町議会基本条例、浦幌町議会委員会条例であります。

3、改正の内容、①、浦幌町議会基本条例第21条の2関係、情報通信技術の活用について規定。②、浦幌町議会委員会条例第15条の2関係、災害発生、感染症の蔓延等やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認められる場合はオンライン会議を開くことができるとした会議の特例を規定。第16条第2項関係、オ

ンライン会議で出席した委員を会議の出席委員とする項目を追加。第20条関係、オンライン会議を活用した会議は秘密会にすることができないとするただし書きを追加。

4、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

新旧対照表につきまして、発委第1号につきましては説明資料2ページ、発委第2号につきましては3ページに掲載しておりますので、御覧おき願います。

以上、発委第1号並びに発委第2号の一括提案に係る説明とさせていただきます。議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより一括議題とした発委第1号及び第2号を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 発委第3号

○田村議長 日程第9、発委第3号 浦幌町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会提出議案書の5ページを御覧ください。発委第3号 浦幌町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月31日提出、提出者、議会運営委員会委員長。

議案書の6ページを御覧ください。浦幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

浦幌町議会会議規則(昭和62年浦幌町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本規則の一部改正につきましては、改正文の朗読を省略し、議会提出議案説明資料をもって説明させていただきます。

なお、議会の会議規則につきましては地方自治法第120条により設けなければなりません。が、条例、規則等の法規文書による規則としての位置づけではなく、会議規則として議会運営の取扱いに係る定めでありますことから議決を要しますので、議会運営委員会として

提出するものであります。

説明資料の4ページを御覧いただきたいと思います。1、改正の趣旨であります。浦幌町議会ではこの間、議員のなり手不足について真摯に取り組んできました。このことから、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産について母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改める改正と会議録に掲載しない事項については議会の運営に関する基準において規定していますが、議会会議規則で規定することが望ましいと判断したことから改正を行うものです。さらに、自然災害の発生及び感染症蔓延防止の観点から、やむを得ず議会庁舎に参集して議会活動ができなくなることが想定されるため、これら緊急時においてオンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時においても情報通信技術を積極的に活用していくことを推進するため、所要の改正を行うものです。

2、改正の内容、①、目次関係、条文の追加に伴う条の繰下げ。②、第2条関係、議会への欠席事由の整備と出産に係る産前産後の欠席期間を規定。③、第65条の2関係、オンライン会議により出席した委員を会議の出席委員とする規定を追加。④、第67条関係、委員長が委員として発言しようとする場合の規定を追加。⑤、第68条関係、委員会が委員でない議員に対し説明または意見を聞くため出席を求める会議にオンライン会議を追加。⑥、第89条関係、請願者の利便性向上のため押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改正。⑦、第126条関係、会議録に掲載しない事由に係る規定を追加。⑧、第127条から第132条関係、第126条の追加に伴う条の繰下げ。⑨、別表（第128条）関係、別表の条の繰下げ。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

説明資料6ページから8ページにつきましては、このたびの規則改正に係る新旧対照表となっておりますので、御覧おきます。

以上、提案に係る説明とさせていただきます。議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第4号

○田村議長 日程第10、発委第4号 選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

河内総務文教厚生常任委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 8ページを御覧ください。発委第4号 選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月31日提出、提出者、総務文教厚生常任委員会委員長。

次のページを御覧ください。選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書(案)。

現在わが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていない。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、改姓にともなう煩雑かつ膨大な事務手続き、望まない改姓による苦痛、事実婚による婚姻の形骸化、非婚化や少子化など様々な問題が生じている。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と述べた。しかし、5年間が経過した現在も依然として国会審議は進んでいない。

婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の議論が必要である。

よって、選択的夫婦別姓を可能とする法制度について、審議をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月31日。

浦幌町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほかであります。

議員各位のご協賛賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第1号

○田村議長 日程第11、発議第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付の内容で議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、提案のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第12 発議第2号

○田村議長 日程第12、発議第2号 所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、次の定例会までの議会閉会中にお手元に配付しているとおりの所管事務調査を行いたい旨の申出がありました。所管事務調査については、各委員長の申出どおり各委員会に付託をして議会閉会中にこれらの調査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申出のあった所管事務調査については、各委員会にこれの調査を付託して議会閉会中の調査をすることに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○田村議長 これで本日の日程及び本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

ここで町長より発言の申出がありますので、これを許します。

町長。

○水澤町長 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程いたしました一般議案、令和2年度補正予算、諮問案件1件につきましては、慎重審議をいただき可決と同意をいただきました。さらに、令和3年度の予算案及び補正予算案は第4期まちづくり計画に基づく予算であり、可決決定していただきました。

ことに感謝を申し上げます。

いよいよ「想いをつないで未来を創る“わたしたちのまち”うらほろ」が4月1日、明日から始まることとなります。第4期まちづくり計画につきましては、ワークショップ、審議会、策定委員会、さらに議会特別委員会においても委員の皆様から多様なご意見をいただきました。この執行につきましては、さらに町民目線に立ち、行政効果を上げるよう取り組んでまいり所存であります。

今議会は、新型コロナウイルス感染症の関係でナイター議会も中止せざるを得なくなり、議会日程も国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金決定に合わせる形で会期を長く取っていただくなど、議会議員の皆様にはご配慮をいただきましたことにも深く感謝を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ感染の勢いが止まるところを知りませんが、ワクチンは4月26日の週に1箱、500人が2回接種できる分が浦幌町にも到着する予定となっております。高齢者施設の入居者と従事者を優先順位として接種を始め、次のワクチンが届き次第、65歳以上の高齢者に順次接種を拡大してまいりたいと考えているところであります。いずれにしましても、各方面の協力をいただきながら町民の安心、安全を確保しながら進めてまいりたいと考えているところです。

執行方針にも述べさせていただきましたけれども、町の施策全般にわたりまして議員の皆様からいただきました数々のご意見を基に議員の皆様をはじめ、町民の皆さんのなご一層のご支援とご協力をいただきながら、よりよい町政執行のために職員一同、一丸となって取り組んでまいり所存であります。

以上で令和3年第1回定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○田村議長 これをもって本日の会議を閉じます。

令和3年第1回浦幌町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時49分